

感染状況・医療提供体制の分析 (7月7日時点)

(R3.7/12)

区分	モニタリング項目	前回の数値 (6月30日公表時点)	現在の数値 (7月7日公表時点)	前回との比較	これまでの最大値	項目ごとの分析
感染状況	①新規陽性者数 (65歳以上)	502.7人 (28.6人)	625.4人 (28.9人)	↘	1,815.9人 (2021/1/11)	新規陽性者数の増加比は、高い値で推移しており、感染が再拡大している。人流の増加や、感染性が高い変異株の影響により、増加比がさらに上昇すると、第3波を超える急激な感染拡大の危険性が高くなる。 個別のコメントは別紙参照
	②新規陽性者数 (65歳以下)	69.3件	70.3件	→	117.1件 (2020/4/5)	
	③新規陽性者 における接触 歴等不明者 ^{※1}	300.9人	383.9人	↘	1,192.4人 (2021/1/11)	
	増加比 ^{※3}	115.4%	127.6%	↘	281.7% (2020/4/9)	
	④検査の陽性率 ^(PR)	5.1% (7,160人)	6.1% (7,563人)	↘	31.7% (2020/4/11)	
	⑤救急医療の東京ルール ^{※2} の適用件数	42.1件	43.1件	→	131.7件 (2021/1/15)	
	⑥入院患者数 ^(病床数)	1,553人 (5,594床)	1,673人 (5,882床)	→	3,427人 (2021/1/12)	
医療提供体制	⑦重症患者数 ^(ICU/ICU相当病床数)	47人 (373床)	62人 (392床)	↘	160人 (2021/1/20)	若年・中年層の入院患者数が増加し、重症患者も発生している。感染性の高い変異株の影響や、新規陽性者の年齢構成等を踏まえ、入院医療、宿泊及び自宅療養の体制の充実・強化を図る必要がある。 個別のコメントは別紙参照
	⑧受入体制					
	検査体制					

※1 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。
 ※2 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
 ※3 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価
 ※4 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

【注】「高齢者(65歳以上)」には、医療従事者等は含まれない。

満12歳以上(接種対象者)	高齢者(65歳以上)
1回目27.0%	1回目68.8%
2回目14.6%	2回目39.1%

国立市医師会長（さくら通りクリニック院長） 春日井先生コメント

令和3年7月8日

（感染状況について～最近の診療場面より）

4度目の緊急事態宣言が発出される見込みだが、宣言が出れば感染者はいくらか減るだろう。東京で感染者数が200～300人程度で推移するようになれば、そこまで恐れることもない。

国立市では、突出した感染者の増加も見られないが、発熱者に若年化の傾向が見られる。最近、発熱者は日に4～5人程だが、だいたい半数くらいをPCR検査にまわしている。

変異株に対しては、まだわからない部分も多いので、基本的な対策を続けていく必要がある。

（新型コロナウイルスワクチン接種について）

枠を空けるとすぐに予約が埋まる状況だが、予約については市に任せているので、電話が殺到するようなことはない。ワクチン接種に関しては、当院で接種する8割程度が新規の患者であり、ワクチン接種への関心の高さが伺える。

（夏場を迎えて、今後気をつけること）

暑くなるとマスクを外したくなるが、要注意である。引き続きマスク着用などの基本的な感染症対策は続ける一方で、熱中症対策にも気を配らなければならない。

夏場になると気温の高さから微熱を訴える人が増える。平熱との差を考慮する必要もあるが、37度台前半の熱の場合、本人が辛かったり、心配だったりするようであれば、かかりつけ医に診てもらうなど、最終的には本人の意思に任せればよいと思う。

3総防管第1522号
令和3年7月8日

各区市町村長 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月8日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の発出に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。

その概要は、①イベントの開催制限（人数上限、収容率等の規模要件に沿った開催要請等）、②施設の使用制限（酒類を提供する飲食店等に対する休業要請、「イベント関連施設等」、「イベントを開催する可能性がある施設」及び「参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設」に対する営業時間短縮要請等）、③外出の自粛（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）等について、示されております。

都としては、7月12日から8月22日までの取扱いについて、7月8日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」のとおり決定しております。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにご留意ください。

また、8月23日以降の取扱いについては、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途通知いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年7月8日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から8月22日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

・施設の使用停止の要請（休業の要請）

・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）

・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

● 特に、以下のことについて徹底することを要請 (法第45条第1項)

- ・ 20時以降の不要不急の外出を自粛すること
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設 (第11号) 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー (接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 (第14号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店、バー (接待や遊興を伴わないもの) 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	● 休業を要請 (法第45条第2項) 〔酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。〕
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等 (第5号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	結婚式場	

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設 (第11号) 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー (接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮を要請 (5時から20時まで) (法第45条第2項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店 (第14号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店、バー (接待や遊興を伴わないもの) 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない集会場等 (第5号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮を要請 (5時から20時まで) (法第45条第2項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) ●以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3 (6) イベントの開催制限」参照) ●営業時間短縮を要請 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時~21時) を要請 (法第24条第9項) ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時~20時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時~20時) の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時~21時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時~21時) の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照） ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） （生活必需物資を除く。） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 （生活必需物資を除く。） ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、規模要件等 (人数上限・収容率等) に沿った開催を要請 (法第24条第9項)

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- 営業時間短縮を要請 (5時から21時まで) (法第24条第9項)
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請 (法第24条第9項)
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請 (法第24条第9項)
- 接触確認アプリ (COCOA) の利用奨励を要請 (法第24条第9項)

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請 (法第24条第9項)
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請 (法第24条第9項)

患者数の推移【7月8日】

2021.7.8現在

区分		人口(人)	面積(km ²)	密度(人/km ²)	患者数(累積)	対10万人同左	対国立市10万対倍率	期間比ポイント
保健 所 管 内	立川市	181,700	24.36	7,459	1,464	806	1.24	▲ 0.03
	昭島市	112,300	17.34	6,476	847	754	1.16	▲ 0.03
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	890	683	1.05	▲ 0.02
	国立市	75,500	8.15	9,264	490	649	1.00	-
	東大和市	84,300	13.42	6,282	489	580	0.89	▲ 0.02
	武蔵村山市	71,200	15.32	4,648	394	553	0.85	▲ 0.02
中央 線	武蔵野市	149,500	10.98	13,616	1,411	944	1.45	▲ 0.01
	三鷹市	195,000	16.42	11,876	1,695	869	1.34	▲ 0.02
	小金井市	127,000	11.30	11,239	1,043	821	1.27	▲ 0.02
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	890	683	1.05	▲ 0.02
	国立市	75,500	8.15	9,264	490	649	1.00	-
	立川市	181,700	24.36	7,459	1,464	806	1.24	▲ 0.03
そ の 他	国立市	75,500	8.15	9,264	490	649	1.00	-
	福生市	56,000	10.16	5,512	504	900	1.39	▲ 0.04
	狛江市	84,000	6.39	13,146	658	783	1.21	▲ 0.01
	清瀬市	75,500	10.23	7,380	432	572	0.88	▲ 0.01
	稲城市	93,000	17.97	5,175	578	622	0.96	▲ 0.03
	西東京市	207,000	15.75	13,143	1,747	844	1.30	▲ 0.03
	東京都(全域)	13,960,000	2,194	6,364	179,252	1,284	2.28	0.27

患者数の推移【7月1日】

2021.07.1現在

区分		人口(人)	面積(km ²)	密度(人/km ²)	患者数(累積)	対10万人同左	対国立市10万対倍率
保健 所 管 内	立川市	181,700	24.36	7,459	1,432	788	1.27
	昭島市	112,300	17.34	6,476	828	737	1.19
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	866	665	1.07
	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00
	東大和市	84,300	13.42	6,282	478	567	0.92
	武蔵村山市	71,200	15.32	4,648	383	538	0.87
中央 線	武蔵野市	149,500	10.98	13,616	1,359	909	1.47
	三鷹市	195,000	16.42	11,876	1,639	841	1.36
	小金井市	127,000	11.30	11,239	1,011	796	1.29
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	866	665	1.07
	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00
	立川市	181,700	24.36	7,459	1,432	788	1.27
そ の 他	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00
	福生市	56,000	10.16	5,512	496	886	1.43
	狛江市	84,000	6.39	13,146	635	756	1.22
	清瀬市	75,500	10.23	7,380	418	554	0.89
	稲城市	93,000	17.97	5,175	571	614	0.99
	西東京市	207,000	15.75	13,143	1,700	821	1.33
	東京都(全域)	13,960,000	2,194	6,364	173,934	1,246	2.01

患者数の推移【7月1日】

2021.07.1現在

区分		人口(人)	面積(km ²)	密度(人/km ²)	患者数(累積)	対10万人同左	対国立市10万対倍数	期間比ポイント
保健所管内	立川市	181,700	24.36	7,459	1,432	788	1.27	0.00
	昭島市	112,300	17.34	6,476	828	737	1.19	▲ 0.02
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	866	665	1.07	▲ 0.00
	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00	-
	東大和市	84,300	13.42	6,282	478	567	0.92	▲ 0.02
	武蔵村山市	71,200	15.32	4,648	383	538	0.87	▲ 0.02
中央線	武蔵野市	149,500	10.98	13,616	1,359	909	1.47	▲ 0.01
	三鷹市	195,000	16.42	11,876	1,639	841	1.36	0.01
	小金井市	127,000	11.30	11,239	1,011	796	1.29	0.01
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	866	665	1.07	▲ 0.00
	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00	-
	立川市	181,700	24.36	7,459	1,432	788	1.27	0.00
その他	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00	-
	福生市	56,000	10.16	5,512	496	886	1.43	▲ 0.04
	狛江市	84,000	6.39	13,146	635	756	1.22	0.00
	清瀬市	75,500	10.23	7,380	418	554	0.89	0.01
	稲城市	93,000	17.97	5,175	571	614	0.99	▲ 0.01
	西東京市	207,000	15.75	13,143	1,700	821	1.33	0.00
	東京都(全域)	13,960,000	2,194	6,364	173,934	1,246	2.01	▲ 0.01

患者数の推移【6月15日】

2021.06.15現在

区分		人口(人)	面積(km ²)	密度(人/km ²)	患者数(累積)	対10万人同左	対国立市10万対倍数
保健所管内	立川市	181,700	24.36	7,459	1,366	752	1.27
	昭島市	112,300	17.34	6,476	804	716	1.21
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	830	637	1.08
	国立市	75,500	8.15	9,264	446	591	1.00
	東大和市	84,300	13.42	6,282	464	550	0.93
	武蔵村山市	71,200	15.32	4,648	372	522	0.88
中央線	武蔵野市	149,500	10.98	13,616	1,309	876	1.48
	三鷹市	195,000	16.42	11,876	1,555	797	1.35
	小金井市	127,000	11.30	11,239	959	755	1.28
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	830	637	1.08
	国立市	75,500	8.15	9,264	446	591	1.00
	立川市	181,700	24.36	7,459	1,366	752	1.27
その他	国立市	75,500	8.15	9,264	446	591	1.00
	福生市	56,000	10.16	5,512	487	870	1.47
	狛江市	84,000	6.39	13,146	606	721	1.22
	清瀬市	75,500	10.23	7,380	396	525	0.89
	稲城市	93,000	17.97	5,175	551	592	1.00
	西東京市	207,000	15.75	13,143	1,622	784	1.33
	東京都(全域)	13,960,000	2,194	6,364	166,915	1,196	2.02

患者数の推移【7月1日】

2021.07.1現在

区分		人口(人)	面積(km ²)	密度(人/km ²)	患者数(累積)	対10万人同左	対国立市10万対倍率	期間比ポイント
保健所管内	立川市	181,700	24.36	7,459	1,432	788	1.27	0.04
	昭島市	112,300	17.34	6,476	828	737	1.19	▲0.02
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	866	665	1.07	▲0.04
	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00	-
	東大和市	84,300	13.42	6,282	478	567	0.92	0.08
	武蔵村山市	71,200	15.32	4,648	383	538	0.87	▲0.08
中央線	武蔵野市	149,500	10.98	13,616	1,359	909	1.47	▲0.54
	三鷹市	195,000	16.42	11,876	1,639	841	1.36	▲0.38
	小金井市	127,000	11.30	11,239	1,011	796	1.29	▲0.14
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	866	665	1.07	▲0.04
	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00	-
	立川市	181,700	24.36	7,459	1,432	788	1.27	0.04
その他	国立市	75,500	8.15	9,264	467	619	1.00	-
	福生市	56,000	10.16	5,512	496	886	1.43	▲0.13
	狛江市	84,000	6.39	13,146	635	756	1.22	▲0.29
	清瀬市	75,500	10.23	7,380	418	554	0.89	▲0.38
	稲城市	93,000	17.97	5,175	571	614	0.99	▲0.22
	西東京市	207,000	15.75	13,143	1,700	821	1.33	▲0.52
	東京都(全域)	13,960,000	2,194	6,364	173,934	1,246	2.01	▲0.82

患者数の推移【1月】

2021.01.1現在

区分		人口(人)	面積(km ²)	密度(人/km ²)	患者数(累積)	対10万人同左	対国立市10万対倍率
保健所管内	立川市	181,700	24.36	7,459	346	190	1.24
	昭島市	112,300	17.34	6,476	209	186	1.21
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	224	172	1.12
	国立市	75,500	8.15	9,264	116	154	1.00
	東大和市	84,300	13.42	6,282	108	128	0.83
	武蔵村山市	71,200	15.32	4,648	104	146	0.95
中央線	武蔵野市	149,500	10.98	13,616	463	310	2.01
	三鷹市	195,000	16.42	11,876	523	268	1.74
	小金井市	127,000	11.30	11,239	278	219	1.42
	国分寺市	130,300	11.46	11,370	224	172	1.12
	国立市	75,500	8.15	9,264	116	154	1.00
	立川市	181,700	24.36	7,459	346	190	1.24
その他	国立市	75,500	8.15	9,264	116	154	1.00
	福生市	56,000	10.16	5,512	135	241	1.57
	狛江市	84,000	6.39	13,146	195	232	1.51
	清瀬市	75,500	10.23	7,380	148	196	1.27
	稲城市	93,000	17.97	5,175	173	186	1.21
	西東京市	207,000	15.75	13,143	590	285	1.85
	東京都(全域)	13,960,000	2,194	6,364	60,960	437	2.84